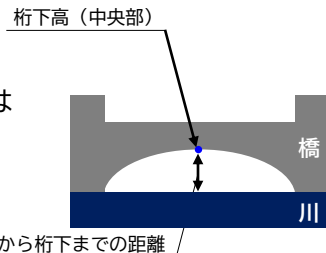


－ 河川航行時の注意事項 －

▶ 事前に航行計画を立てましょう！

- ⚠ 大阪市内河川には係留場所がありません。
- ⚠ 橋梁が低いため、大阪湾の潮位によっては出入りができません。
- ⚠ 事前に大阪湾潮位と橋梁の桁下高を確認し、安全に通過できるように、航行計画を立てておきましょう。



－ 代表的な桁下高の低い橋梁 －

河川名	橋梁名	水面から 桁下までの距離	桁下高		
		(参考値)	T. P. 表記 (参考値)	O. P. 表記 (参考値)	D. L. 表記 (参考値)
木津川	昭和橋	1.4～3.1m ※	+2.3m	+3.6m	+3.1m
土佐堀川	淀屋橋	1.5～3.2m ※	+2.4m	+3.7m	+3.2m
堂島川	大江橋	1.6～3.3m ※	+2.5m	+3.8m	+3.4m

気象庁HP



潮位表を
確認下さい

O.P. : 大阪湾最低潮位 T.P. : 東京湾平均海面 D.L. : 大阪港で設定している潮位観測基準面
O.P.=T.P.+1.3m O.P.=D.L.+0.4m

※異常潮位や波の影響により、この距離より短くなることがあります。

▶ 河川合流部では減速し、他船の航行に注意しましょう！

- ⚠ 大阪市内河川には河川合流部が多数あります。河川合流部ではお互いの視認が遅れますので、減速した上で、他船に注意して航行しましょう。

ルールに関するお問い合わせは

✕ 大阪市（東横堀川・道頓堀川）
建設局道路河川部 TEL:06(6615)6833



大阪府（大阪市管理以外の河川）
都市整備部河川室 TEL:06(6944)9304, 9306

大阪市内河川の 水上航行ルール

< 河川水上航行ルールを見直しています >

航行ルールが適用される河川は、大川、堂島川、寝屋川、第二寝屋川、土佐堀川、木津川、東横堀川、道頓堀川です。

安全で快適な河川環境を維持するため、航行ルールの遵守をお願いします。

－ 基本的な注意事項 －



河川内では
右側通航



航走波の
抑制を！



特定船舶
優先区域
大型動力船が優先



禁止！
迷惑運転
危険運転



汽笛類や
灯火の携帯



係留場所なし
大阪湾の
潮位に注意

これらの注意事項のほかに、水域ごとに規制がかけられています。詳しくは裏面の地図を確認の上、現場の標識に従いましょう。

大阪府 大阪市
河川水上交通の安全と振興に関する協議会

河川水上航行ルール見直し案

… 航行ルール適用区域

「特定船舶優先区域」では、船舶の優先順位を設定します

地図上の ■ で囲まれた区域は「特定船舶優先区域」を含みます。下表の順位の低い船種が回避に努めるものとします。

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
船種	作業船	動力船 (土砂運搬船)	動力船 (旅客船等)	手漕ぎ・ 足漕ぎボート	モーターボート、 水上オートバイ等

特に狭い水域に限り、回避能力の低い船種を優先するものです。それ以外の水域では、原則として人力船が優先となります。

現場の標識に従いましょう！



標識は橋梁や水面に設置されています

名称	標識	意味
追越し禁止		他の船舶を追い越してはいけません
行き会い注意		他の船舶と行き会う時には、特に注意しましょう
通航制限区域		護岸から5メートル以内は通航してはいけません
船幅制限 (5m)		船幅が5メートルを超える船舶は通航してはいけません
回転禁止		船舶を回転させてはいけません
行き会い・追越し禁止		橋脚間以外ですれ違ってはいけません

京橋口、新鳴野橋では、通航帯を設定します

可航幅の狭い箇所や視認性の悪い箇所は、船舶別に通航帯を設定します。**（通航特別区域）**なお、指定の通航帯は行き会い禁止、追い越し禁止となります。



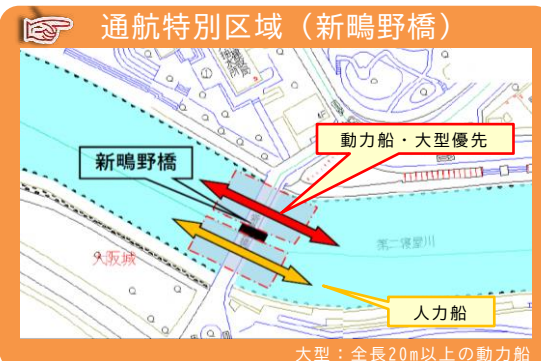
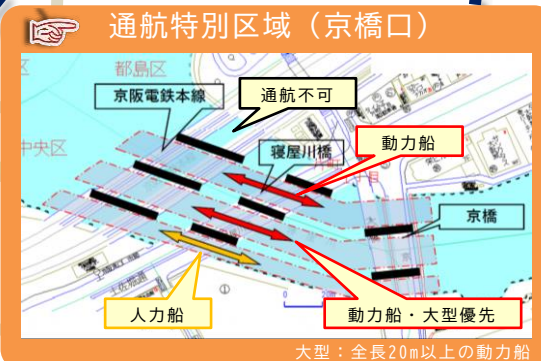
行き会い注意区域
特定船舶優先区域

追越し禁止区域
行き会い注意区域
特定船舶優先区域

通航制限区域
護岸から5メートル以内は通航禁止

通航特別区域
船幅制限 (5メートル)

行き会い・追越しは橋脚間でのみ可



「道頓堀川水門」「東横堀川水門」の通航には、事前申込が必要です。
連絡先：大阪市建設局東横堀川水門 TEL:06-6203-9268/FAX:06-6203-9027